

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月31日（金）午後2時00分から午後2時39分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（18人）

松本吉充
松田浩一郎
萩本一浩
鞍本敏男
有馬日夫
笛岡健一
矢鉢次義
内田孝光
木村秀子
橋本一郎
平野英明
宮本光次郎
上原誠
本田友治
吉永安圭美
黒田浩一郎
松田林一
湯治裕子

4. 欠席委員（1人）

湯野和也

5. 出席推進委員（26人）

吉田和功
本田あゆ子
廣瀬範明
齊藤光幸
中西千代志
井戸繁夫
益田知明
岡崎健治
澤野豊美
川上貴博
山崎嘉智
西田ちみ子
有村敏之
杉本秀雄

瀬本浩和
杉山秀治
梶田浩二
久保田幸男
草原光雄
宮崎修
村田裕之
緒方道弘
今村初幸
金水光
宮山卓也
岩村広人

6. 議事日程

- 第1 議案第32号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第33号 農地法第5条（知事）について
- 第3 議案第34号 農用地利用集積等促進計画について
- 第4 議案第35号 農地中間管理機構による農用地の買入協議について

7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本 光明
係長	井上 真由美
主幹	小山 貴晴
参事	泉 正裕
主事	斎藤 明日香

8. 会議の概要

事務局長

皆さん、こんにちは。総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。ご発言につきましては、会場の中央に設置しております演台の場所にて発言していただきまます。総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭なご発言をお願いします。それでは、ただいまから10月の総会を開会したいと思います。本日は、湯野委員から欠席の連絡が入っております。本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長

皆さん、こんにちは。
それでは、10月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。最初に、本日の議事録署名委員を指名します。15番 松田 浩一郎委員、16番 矢鉢 次義委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから3ページのとおり付議いたします。今月の所有権移転申請は、賃貸借による権利の設定が3件、売買による取得が4件、贈与による取得が2件ありました。地目は、田27, 066 平方メートル、畠3, 237 平方メートル、計30, 303 平方メートルです。内容につきましては、議案書記載どおりです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、昭和。

推進委員 昭和地区齊藤です。申請番号1番について説明いたします。月曜日に松田委員と現地確認してまいりました。まず、渡し人は営農されておりません。そのため受け人に相談されました。公社を通じてと考えておられましたが、時間がかかるため今回の一連の賃借権設定で申請されております。受け人は規模拡大のため、野菜と水稻を作られると言う事です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 2番、太田郷。

推進委員 太田郷地区担当の益田です。申請番号2番について説明します。譲渡人は現在八代市内におられ、現在営農しておられません。譲受人は、相手方の要望により農地を取得して、露地野菜の経営規模を拡大するものです。今回の申請は、経営規模拡大のための申請ですので、周辺農地への影響はないと思います。以上、地元の担当としては、何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 3番、龍峯。

推進委員 龍峯の岡崎です。申請番号3番についてご説明いたします。10月25日に笹岡委員と現地確認を行いました。現地は、八代市岡町○○の□□□□□より東へ△△△メートルのところです。譲渡人は、市内に居住されておらず、高齢で農業をされておりません。また、譲受人は、○○町で露地野菜を栽培されており、今回の申請

も規模拡大によるもので、周辺の農地への影響はないものと思われます。

地元としては、何ら問題はないと考えておりますのでご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

4番、日奈久。

推進委員

日奈久担当の杉本です。申請番号4番について説明します。現地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側△△△メートル。譲渡人は、高齢で農業ができなくなりましたので手放したいそうです。譲受人は、会社員の傍ら農業をされており、近くには自分の農地もあり、周辺農地への影響はないと思われます。地元としては何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

5番、千丁。

推進委員

千丁地区担当の植田です。5番について説明します。27日、上原委員、外3名で現地の確認を行いました。譲渡人は、非農家で営農しないと言う事です。譲受人は現在、兼業ですが、ゆくゆくは農業に専念したいと言う事です。申請地は、自宅に隣接しており、規模拡大したいと言う事です。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

6番、千丁。

推進委員

千丁地区担当の草原です。申請番号6番、7番について説明します。10月27日、上原農業委員、外3名で現地の確認を行いました。譲渡人は、県外在住で長年、農業を営んでおりません。親戚が土地を管理している状態であり、譲渡を紹介されております。譲受人は、いちご栽培農家と稻作農家で意欲的に営農に取り組んでおり、今回の申請は、親族から作地を移譲され、水稻栽培を行います。申請地周辺農地に影響はなく、地元として何ら問題はないと考えていますので、ご審議方よろしくお願ひします。

議長

8番、泉。

推進委員

泉地区担当の岩村です。8番と9番について説明します。27日月曜日に松田委員、並びに譲受人と3人で現地確認を行いました。両案件とも新規参入者による経営規模の拡大と言う事で、5年間貸借権の設定が今回の申請です。8番につきましては、この方が高齢で、耕作が出来ない状況でございました。これを経営規模拡大

のため、新規参入者の譲受人が引き受けて柿並びに花木の栽培にあたると言う状況です。9番につきましては、80代の方が耕作は厳しいと言う状況で、新規参入者の方に土地を貸せたらと今回、貸借権の設定をと言う事です。両件とも新規参入者が意欲ある方で、期待しているところです。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

以上の案件につきまして皆様から、ご質問、ご意見ございませんでしょうか

(挙手あり)

鞍本委員。

農業委員

申請番号2番についてお尋ねします。面積が70平米で、畑に露地野菜での規模拡張と言う事で、隣接地に所有者の農地があるのですかね。70平米で露地野菜の栽培を拡張というのは、面積的には狭い気がしますがどうでしょうか。

議長

事務局から説明お願ひします。

事務局

隣接した農地はないのですが、現在、耕作放棄状態になっておりまして、狭い面積ではありますが、ここで露地野菜を作られると聞いております。

農業委員

耕作放棄地で露地野菜ができる状態ですか

事務局

まだできる状態ではないですが、できる状態に改修しまして、その後露地野菜を作りたいという事です。

議長

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることと致します。よって申請を許可いたします。

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

議長

5 番、植柳

推進委員

植柳・麦島地区担当の川上です。申請番号5番について説明します。10月26日、矢鉢農業委員と申請地の確認を行いました。申請地の転用目的は、申請人が経営する□□□□□会社の車両置き場として利用したいという事です。周辺に農地はなく、何ら問題はないと思われますが、申請地の地目が田のままであり、渡し人、受け人ともに農地法について十分理解しておらず農地転用の手続きをしていなかつたそうです。始末書が添付されております。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長

6 番、高田。

推進委員

高田地区の山崎です。申請番号6番について説明いたします。10月23日、湯野委員と共に現地確認いたしました。場所は、ここから3号線に向け、○○○、○○○を渡って、△△△沿いの土手を○○○号線に向けて△△キロほど行った左側になります。○○○○○の北になりますので、場所は住宅に転用するのではなく、資材置き場にしたいと言う事ですので、何ら影響はないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長

7 番、金剛

推進委員

金剛担当の西田です。申請番号7番について説明します。10月26日、内田農業委員と現地確認を行いました。現地は、□□□□□□より△△メートル南に位置しており、西側には○○があり、今、○○の補修工事が行われています。この工事に関する事務所を休憩所などに使用したいと言う事です。すでにプレハブが建てられていました。工事の期間は3年間で、3年間の一時転用となります。ほかに隣接する民家もなく、問題ないと思います。審議の方よろしくお願ひします。

議長

8 番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の緒方です。申請番号8番について説明します。10月21日、吉永農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は、□□□□□□より北西に○○○メートル程行った所の道沿いの右側です。現在、申請地は耕作されておらず、荒地になっています。譲受人は観葉植物置き場用地として、自宅兼事務所に隣接する農地を造成して利用したいと言う事です。周辺の農地への影響はないものと考えます。何ら問題はないと思います。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長

9番、鏡。

推進委員

鏡の金水です。現地は四方を住宅に囲まれ、ほかの農地には何ら影響ないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

以上の案件につきまして皆様から、ご質問、ご意見ございませんでしょうか

(質問、意見なし)

異議がなければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで、認めることと致します。よって申請を許可いたします。

議長

議案第34号 農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案 第34号 農用地利用集積等促進計画について 議案書7ページから21ページのとおり付議いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して、農用地利用集積等促進計画を作成することを要請するというものです。今回の案件は、賃貸借は、一括契約が15件、更新が1件、再配分が1件、所有権移転は、機構買入が8件、機構売渡が4件です。受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。また、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事を満たしていると判断されます。なお、所有権の移転を受ける者につきましては、農業を担う者に位置付け済み又は位置づけ予定であることから、地域計画の達成に資することとなると考えます。なお、この基盤強化法及び中間管理法による、農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる、優遇措置が取れますので、農地として、売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますよう、お願ひいたします。来月の、熊本県農業公社との、農地の所有権移転は、11月6日木曜日及び11月7日金曜日に実施いたします。

関係する地区は郡築七番町、郡築十一番町、郡築十二番町、井揚町、鏡町貝洲、鏡町北新地です。地区の委員さんにおかれましては、ご出席いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議案 第34号 の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんから何か質問はありませんか。

質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画ですので、原案通り決定する事といたします。

議案第35号 農地中間管理機構による農用地の買入協議について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第22条の規定による、農地中間管理機構への買入協議の要請を、議案書22ページのとおり付議いたします。

今回、議案書記載の所有者から、10月15日に、所有権移転のあっせん申出がありました。しかし、不調に終わったため、八代市長に対し、当該農用地の所有者に通知をするよう、要請をするものです。買入協議制度における、市長への買入協議の要請は、農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった場合は、認定農業者等に農地を利用集積するため、一旦、熊本県農業公社が買入れることを必要と認め、市長から、所有者と県農業公社で、買入れについて協議をしてください、ということを通知していただくものです。この買入協議の通知は、買入協議制度を適用する場合の必須要件となっております。制度の対象となる農地は農用地等であり、受け手は、認定農業者が優先され、買入協議が成立しますと、所有者は、1,500万円までの、譲渡所得の特別控除が受けられることになります。以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆様から、何かご質問ございませんでしょうか

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで可決されました。
八代市長に買入協議の要請を致します。

本日予定の議案はすべて終了いたしました。今月は農地法第18条、第6項の規定により合意解約届がありましたので、ご報告いたします。

これを持ちまして、八代市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様お疲れ様でした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和7年10月31日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員